## 北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

## 都市計画幸神・岸の浦地区地区計画を次のように変更する。

名 称		幸神・岸の浦地区地区計画		
位 置		北九州市八幡西区幸神一丁目及び岸の浦一丁目地内		
面積		約4. 2ha		
地区計画の目標		幸神・岸の浦地区は、黒崎駅の南約1.3kmに位置し、南へ約1.3kmに都市高速 道路4号線黒崎出入口がある交通利便性の高い地区である。また、商業施設へのア クセスも良好であり、地区の西側には旧長崎街道の松並木に接するなど生活環境に も恵まれている。 当地区は、低層戸建住宅地を中心とした開発が行われており、建築協定等によっ て良好な住環境が形成されつつある。 本地区計画は、建築物等の適正な規制・誘導を行うことにより、地球環境に配慮 し、緑豊かで美しく統一感のある良好な住環境の形成及び保全を図るとともに、地区 の防犯等の安全・安心を保つことを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方 針	地区を2区分し、土地利用の方針を次のように定める。 住宅区域:建築物の不適切な混在化を防止し、地球環境に配慮した終め方がなゆとりと統一感のある低層戸建住を中心とした地区と土地利用を図る。 住宅・利便施設区域:緑豊かなゆとりと統一感のある、周辺住宅地の利便性を高めた。		
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次に掲げる規制及び誘導を行う。 2 健築物の不適切な混在化を防止するため、建築物等の用途の制限を行う。 2 ゆとりのある良好な住環境及び街並み景観を誘導するため、容積率の最高限 敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。 3 統一感のある街並み景観を誘導するため、壁面の位置、建築物等の高さの 限度、建築物等の形態又は意匠及び垣又はさくの構造について制限を行う。 4 地球環境に配慮した緑豊かな街並みを形成するとともに、防犯等の地域の要 安心に配慮した外部空間を誘導するため、垣又はさくの構造について制限を行		
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	1 建築物等は、財団法人建築環境・省エネルギー機構の環境共生住宅認定の取得を目指すなど、環境に配慮した構造とする。 2 敷地内の空地部分については、緑化に努める。 3 敷地内の緑化された植栽等は、適切な維持管理を行っていく。		

	地区の	地区の名称	住宅A地区	住宅B地区	住宅・利便施設地区		
	区分	地区の面積	約1. Oha	約2. 6ha	約0. 6ha		
地区整建築物等に			建築できる建築物は、次に掲げるものとする。 1 住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。) 2 住宅で次の用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供しない部分の床面積の合計が50㎡以内のもの (1) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (2) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。) 3 前各号の建築物に付属するもの		定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者自立支援法 (平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助 の用に供するものを除く。)又は下宿		
地区整備計画物等に関する事項	積率	換物の容 図の最高 度	10/	<b>/</b> 10	_		
坦	建翁	を物の敷 面積の最 限度	165㎡。(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他こ	れらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く)			
	壁面の制	削限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分はこの限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 3 自動車車庫(建築基準法施行令第136条の9第1号に規定する開放的簡易建築物に限る。) 4 道路境界線又は隣地境界線からの距離が50cm以上あるバルコニー(柱を含む。)又は屋外階段				
		を物等の さの最高 を	10m(軒の高さは7m)		10m		
	形息	築物等の 態又は意 O制限	ま意 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。				
			道路に面する部分に設置する場合は、次に掲げるものとすること(最低限の目隠しフェンス等を除く。)。ただし、垣又はさくを設けない場合は、低木や草花、中高木等を組み合わせて緑化に努めること。 1 生垣 2 透視可能又は透光性があり防犯性を妨げないフェンス等と植栽又は生垣を組み合わせたもの				

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

注 垣又はさくの構造の制限における「透光性があり防犯性を妨げないフェンス等」とは、すりガラスなどのように、透過光の拡散等によりフェンス等を通して反対側にあるものの認識性は劣るが、防犯に支障のない工作物をいう。

## 理中

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初 : 平成24年3月8日告示 第47号 修正(最終): 平成30年3月30日告示 第102号(関連法令改正に伴う修正)

